

障害者に対する就労支援の推進

～平成23年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成22年12月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

障害者雇用に関する状況をみると、平成21年度におけるハローワークの新規求職件数は過去最高であった平成20年度を上回る等、引き続き障害者の就労意欲の高まりが見られる。とりわけ精神障害者や発達障害者、難病者などについては、平成17年度からの5年間で、新規求職申込件数、就職件数ともに大きく伸びており、今後とも障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

こうした中、政府は「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」における雇用・人材戦略において、2020年までに障害者の実雇用率を1.8%とする等障害者の就業率向上のための政策目標を設定し、障害者雇用の促進に取り組むこととしている。

障害者の実雇用率は、平成16年の1.46%以降、平成22年の1.68%と年々上昇傾向にあるが、法定雇用率は未達成であり、また、法定雇用率を満たす企業の割合は全体の47.0%と半数以下である等、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要がある。

平成23年度においては、上記の状況を踏まえ、

- ① 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化
- ② 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者の職業能力開発支援の強化

を主要な柱として、障害者に対する就労支援の充実を図る。

平成23年度予定額 21,805 (21,239) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進

[予定額 680 (622) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を推進するとともに、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の向上を図る。

2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 4,267 (3,820) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域（平成22年4月現在：361）への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。

（設置箇所数 282センター → 322センター）

3 障害者試行雇用事業の推進

【予定額 864（994）百万円】

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

（対象者数 9,000人）

II 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

1 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施

【予定額 2,099（1,869）百万円】

（1）ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

【予定額 593（353）百万円】

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に合わせ、精神障害者に対する従来のカウンセリング等の業務に加え、精神障害者に関する企業の意識啓発から就職後のフォローアップ等を行う「精神障害者雇用トータルサポーター（仮称）」を配置し、精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援を行う。

（2）精神障害者等の雇用促進を図るための奨励金の活用

【予定額 520（388）百万円】

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業や、精神障害者等の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を行う企業に対する奨励金の活用により、精神障害者等の一層の雇用促進、職場定着を図る。

（3）うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業（個別実践型リワークプログラム）の実施

【予定額 437（441）百万円】

精神障害者の職場復帰ニーズに対応するため、地域障害者職業センターにおける支援体制を強化し、うつ病等休職者の職場復帰支援を実施する。

(4) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[予定額 361 (406) 百万円]

発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

(5) 難治性疾患患者雇用開発助成金

[予定額 145 (125) 百万円]

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

2 チャレンジ雇用の推進

[予定額 562 (258) 百万円]

知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。

(170名 → 370名)

3 在宅就業支援制度の活用促進（新規）

[予定額 17 (0) 百万円]

在宅就業支援制度について、事業主及び地方自治体へ当該制度周知のためのリーフレット送付、及び現在、在宅就業支援団体として活動している事例等を交え制度を紹介するセミナーを実施し、活用促進を図る。

III 障害者の職業能力開発支援の強化

1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

[予定額 1,595 (1,824) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業

能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、在職障害者を対象として、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施する。

さらに、新たに職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせた、障害者向けの日本版デュアルシステムを導入する。

(対象者数 9, 550人)

2 地域における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 132 (191) 百万円]

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

(実施箇所数 15自治体)

3 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[予定額 3,834 (3,846) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施する。

4 発達障害者に対する職業訓練の推進

[予定額 68 (127) 百万円]

一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進する。

(実施箇所数 6か所)

文部科学省

障害保健福祉関係主管課長会議

平成23年2月22日（火）

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援教育の対象の概念図

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1074万人

重
↑
障害の程度
↓
軽

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.58%
(約6万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

1.26%
(約13万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害 (LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害 (ADHD)
言語障害

0.50%
(約5万4千人)

2.34%
(約25万1千人)

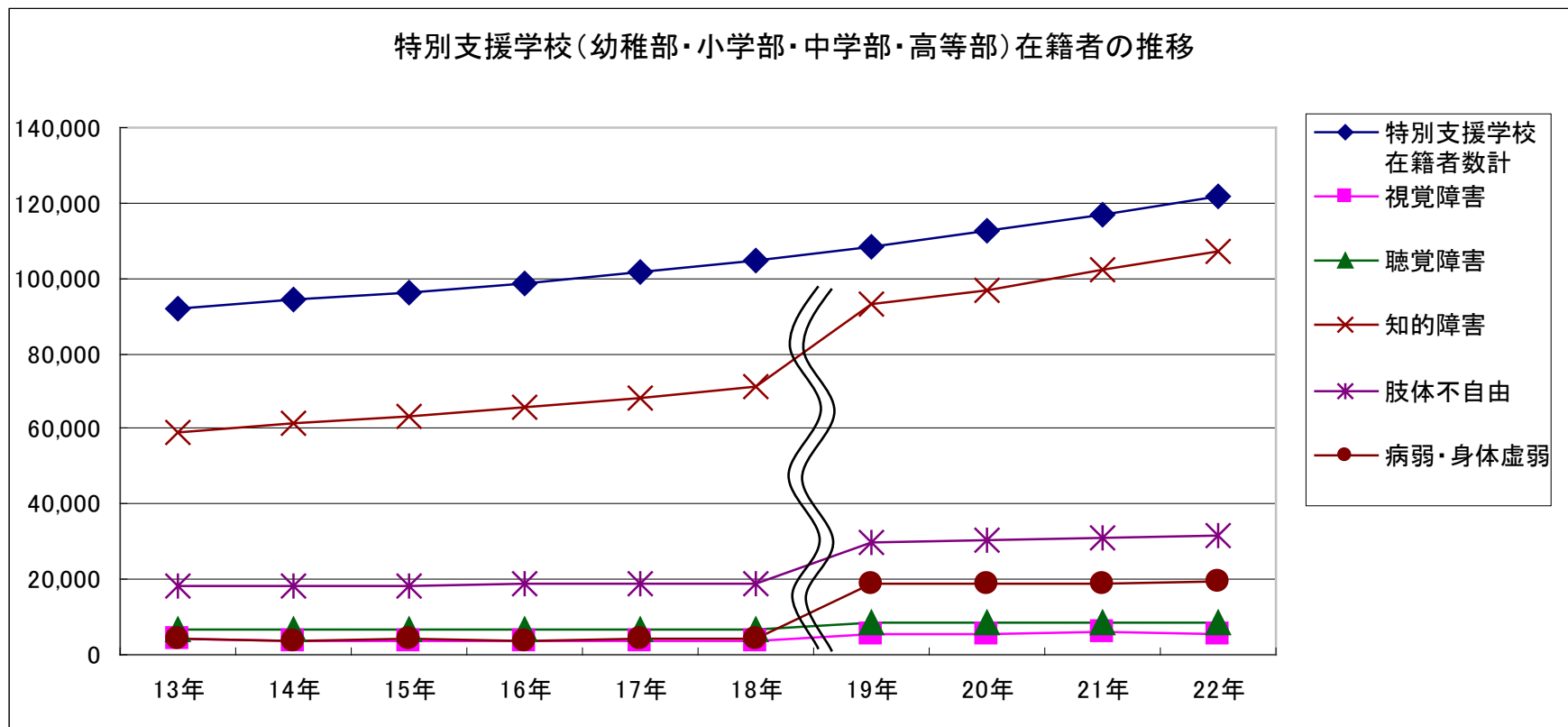
※1
LD・ADHD・高機能自閉症等
6.3%程度の在籍率 ※2

※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害
ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害
※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※2を除く数値は平成21年5月1日現在)

特別支援学校の現状（平成22年5月1日現在）

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

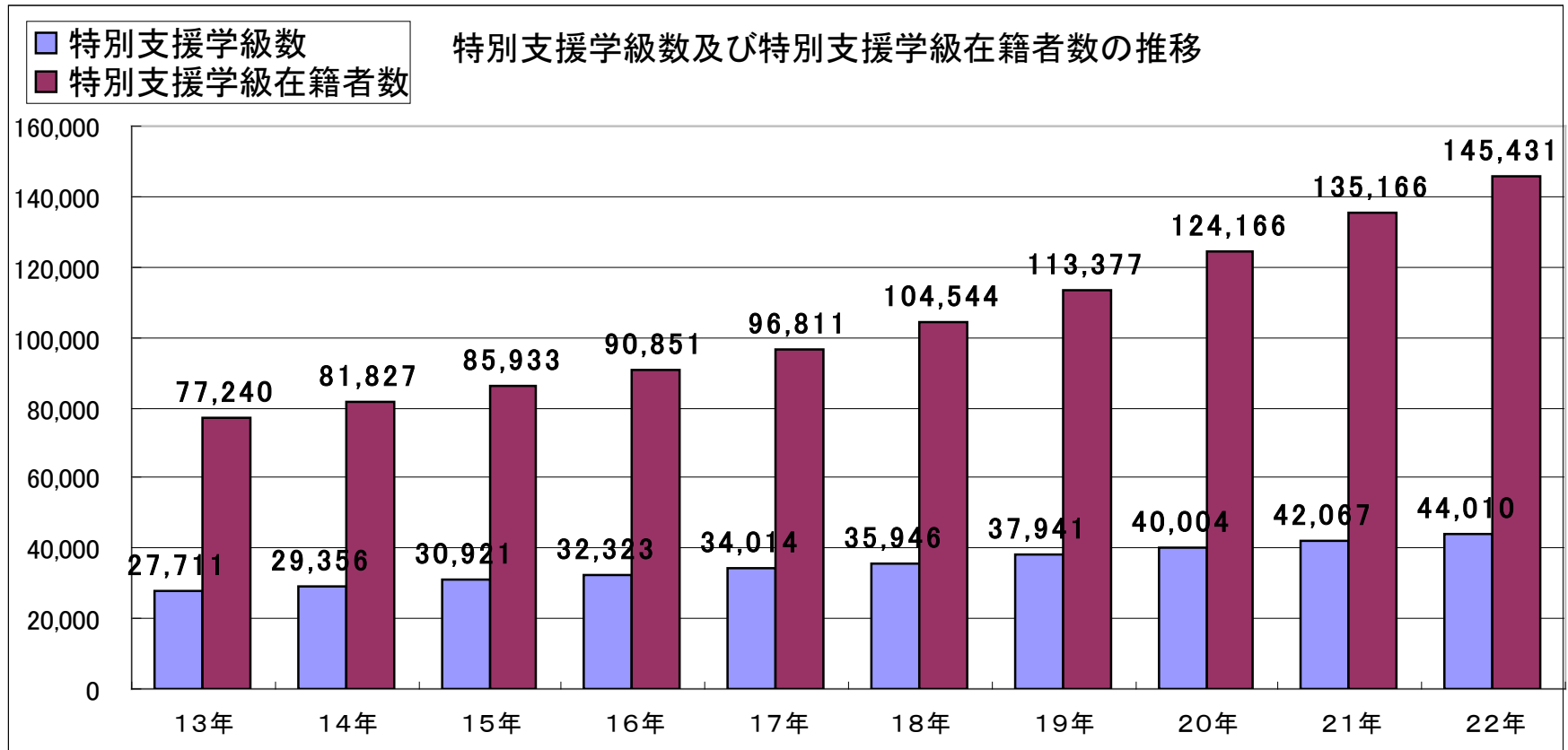


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	656	296	131	1,039
在籍者数	5,774	8,591	106,920	31,530	19,337	121,815

※注：平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

特別支援学級の現状(平成22年5月1日現在)

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

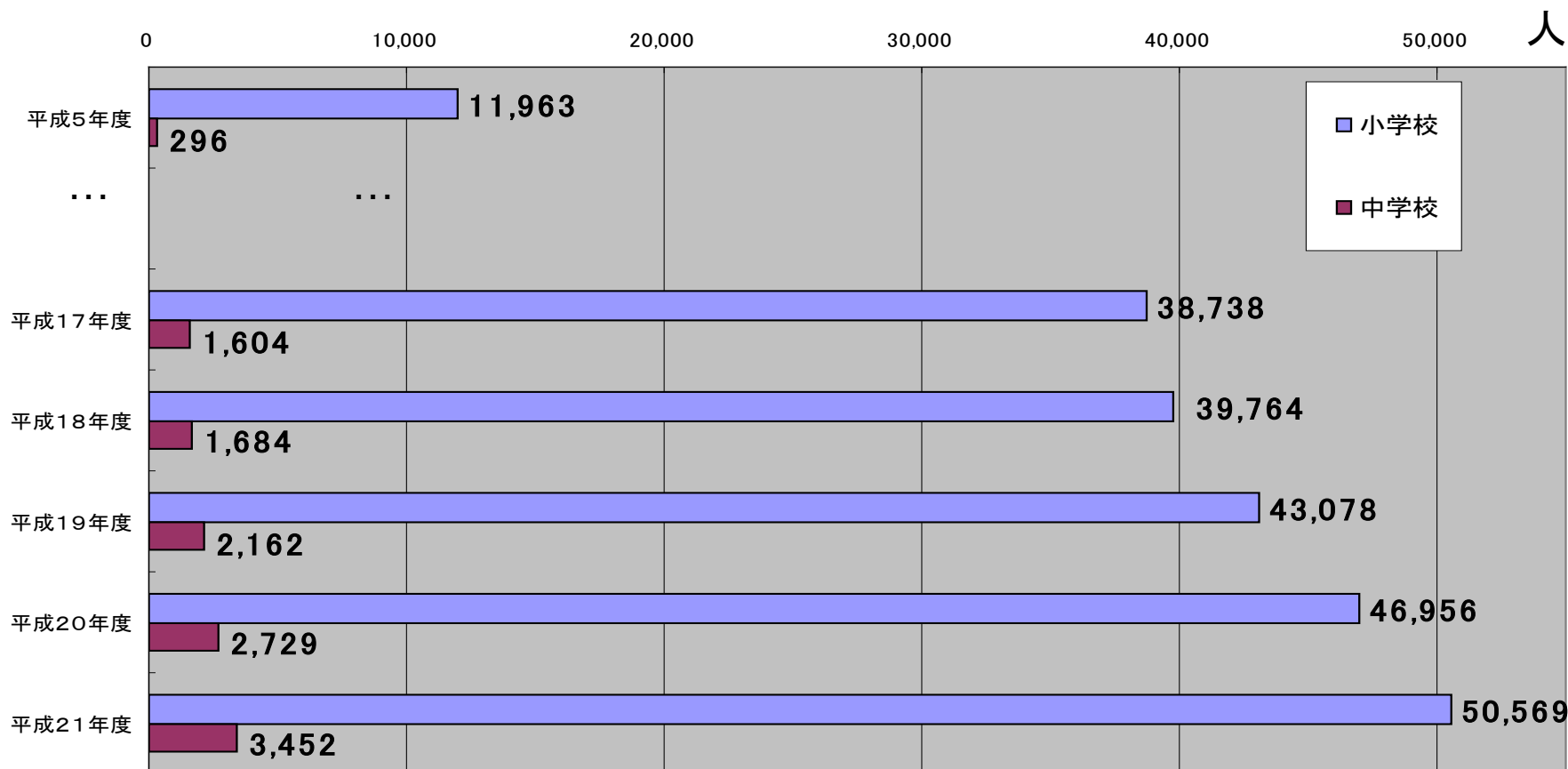


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,416	2,567	1,190	309	750	507	16,271	44,010
在籍者数	80,099	4,265	2,129	373	1,262	1,521	55,782	145,431

通級による指導の現状

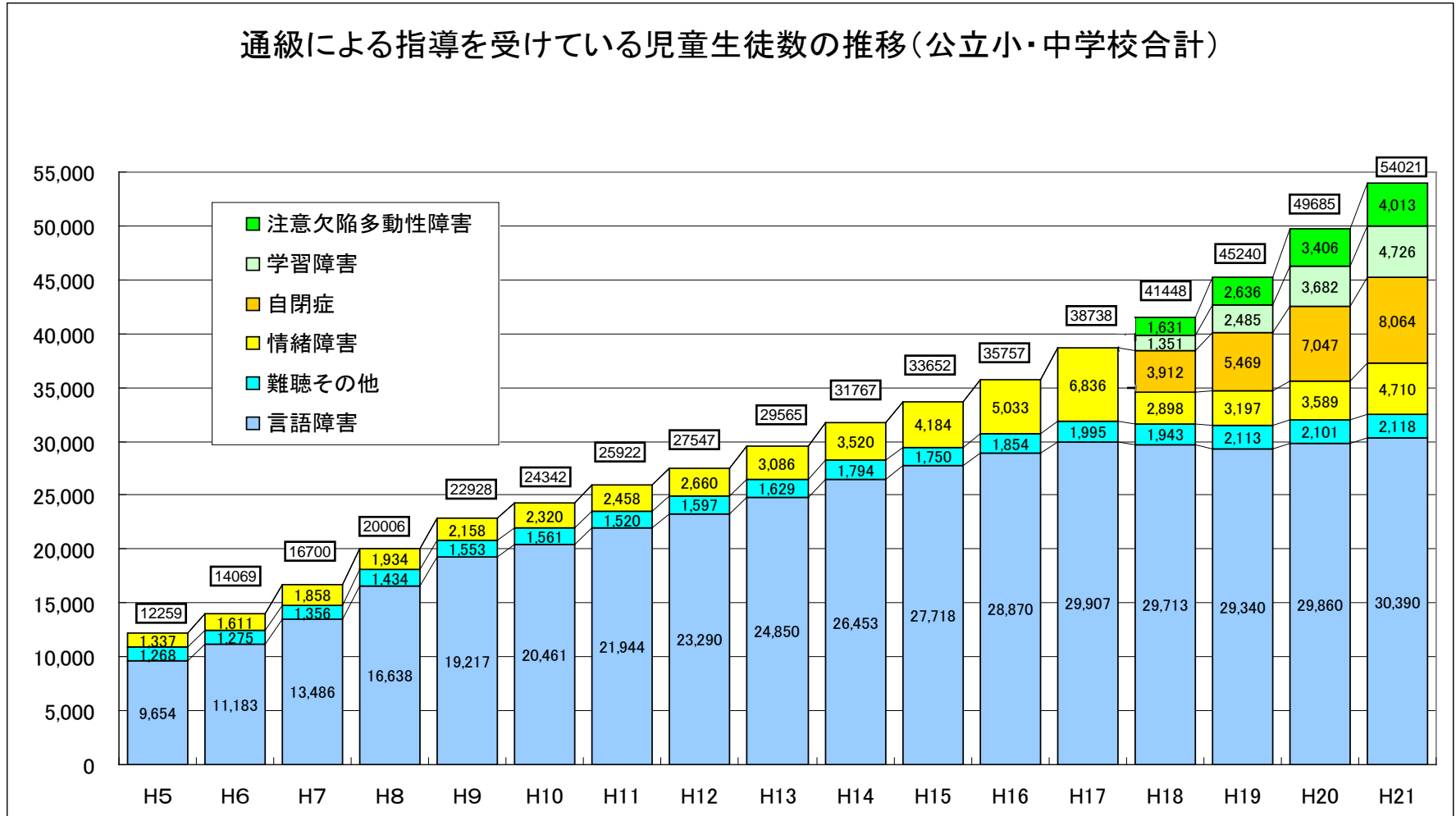
通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視、難聴などである。

通級による指導対象児童生徒数の推移



※ 各年度 5月1日現在

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

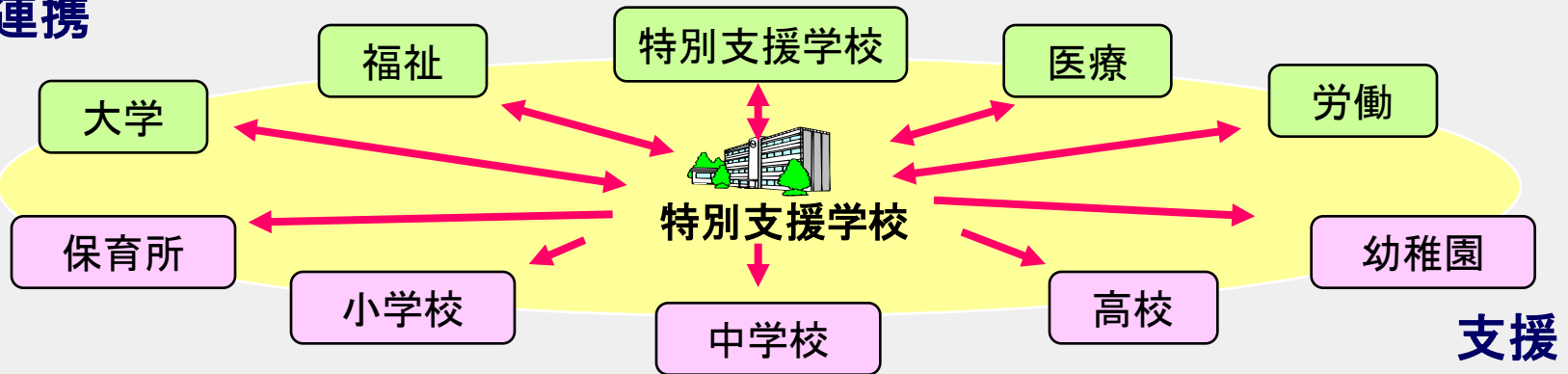
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援学校のセンター的機能

学校教育法等の一部改正(H19.4~)

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う

連携



センター的機能の具体例

- ①小・中学校等の教員への支援
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供